

平成22年(ル)第144号

平成22年(ヲ)第5号

債権差押及び転付命令

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

- 1 債権者の申立てにより、上記請求債権の弁済に充てるため、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に基づき、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権を差し押さえる。
- 2 債務者は、前項により差し押さえられた債権について、取立てその他の処分をしてはならない。
- 3 第三債務者は、第1項により差し押さえられた債権について、債務者に対し、弁済をしてはならない。
- 4 債権者の申立てにより、支払に代えて券面額で第1項により差し押さえられた債権を債権者に転付する。

平成22年9月28日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

裁判官 塩田直也

これは正本である。

平成22年9月28日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

裁判所書記官 江原朋子

(民事執行法155条1項)

金銭債権を差し押さえた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。

当事者目録

〒 [redacted] 東京都 [redacted]
債 権 者 [redacted]

(送達場所)

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館地階
あおい法律事務所
債権者代理人弁護士 荒井哲朗
同 白井晶子
同 太田賢志
同 佐藤顕子

〒 [redacted] 茨城県 [redacted]
債 務 者 [redacted]

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
第三債務者 株式会社三菱東京UFJ銀行
上記代表者代表取締役 永易 [redacted]

〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
第三債務者 株式会社三井住友銀行
上記代表者代表取締役 北山 [redacted]

〒100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
第三債務者 株式会社みずほ銀行
上記代表者代表取締役 西堀 [redacted]

請求債権目録

東京地方裁判所平成21年(ワ)第13190号損害賠償請求事件の執行力のあ
る判決正本に表示された下記金員及び執行費用

記

1	元本	金 110万円
	ただし、判決主文1項記載の金220万円の内金	
2	執行費用	金 1万4390円
	(内訳) 本申立手数料	金 4000円
	本申立書作成及び提出費用	金 1000円
	差押命令正本送達費用	金 5940円
	資格証明交付手数料	金 3000円
	執行文付与申立手数料	金 300円
	送達証明書申請手数料	金 150円
	合計	金 111万4390円

差押債権目録 1
(債権者 株式会社三菱東京UFJ銀行)

金40万円

債務者(氏名 [REDACTED]。読み仮名：[REDACTED]。旧住所：東京都 [REDACTED]
[REDACTED] 生年月日：昭和 [REDACTED]。)が
第三債務者株式会社三菱東京UFJ銀行に対して有する下記預金債権及び同預金に
対する預入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権のうち、下記の記載す
る順序に従い、頭書金額に満つるまで

記

- 1 複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による。
- 2 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 3 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金(差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額(外貨)。但し、先物為替予約があるときは、原則として予約された相場により換算する。)
- 4 数種の預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期預金
 - (2) 定期積金
 - (3) 通知預金
 - (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金
 - (6) 普通預金
 - (7) 別段預金
 - (8) 当座預金
- 5 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

差 押 債 権 目 録 2
(債権者 株式会社三井住友銀行)

金 4 0 万 円

債務者（氏名：[REDACTED]。読み仮名：[REDACTED]。旧住所：東京都 [REDACTED]
[REDACTED]。生年月日：昭和 [REDACTED]。）が
第三債務者株式会社三井住友銀行に対して有する下記預金債権及び同預金に対する
預入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権のうち、下記の記載する順序
に従い、頭書金額に満つるまで

記

- 1 複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による。
- 2 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 3 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。但し、先物為替予約があるときは、原則として予約された相場により換算する。）
- 4 数種の預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期預金
 - (2) 定期積金
 - (3) 通知預金
 - (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金
 - (6) 普通預金
 - (7) 別段預金
 - (8) 当座預金
- 5 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

差押債権目録 3
(債権者 株式会社みずほ銀行)

金 31万4390円

債務者（氏名：[REDACTED]、読み仮名：[REDACTED]。旧住所：東京都 [REDACTED]
[REDACTED]。生年月日 昭和 [REDACTED]）が
第三債務者株式会社みずほ銀行に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預
入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権のうち、下記の記載する順序に
従い、頭書金額に満つるまで

記

- 1 複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による。
- 2 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 3 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。但し、先物為替予約があるときは、原則として予約された相場により換算する。）
- 4 数種の預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期預金
 - (2) 定期積金
 - (3) 通知預金
 - (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金
 - (6) 普通預金
 - (7) 別段預金
 - (8) 当座預金
- 5 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。